

## 令和3年度 第1回 権利擁護専門部会 案件内容

## 【案件】

(1) 部会長の選出 資料1

専門部会の部会長は、堺市障害者施策推進協議会規則第6条第1項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっています。

前任期で部会長を務められた 狭間 香代子 委員より、現在職務代理者の松端 克文委員が、これまでのご経験から部会長に適任であるとのご推薦をいただいています。

松端 克文委員 が部会長に適任であるという推薦について、ご審議をお願いします。

(2) 障害者差別解消法施行の状況（令和3年度相談事例等）（報告） 資料2

## 障害者差別解消法支援地域協議会事例検討会議について

第1回事例検討会を、令和3年12月16日に行いました。

議長は種橋征子委員、職務代理者は石渡勉委員、構成委員として萩原敦子委員、小田多佳子委員の計4名であり、全ての委員に出席いただいています。

令和3年度上半期において、障害を理由とする差別に関する相談は6件あり、そのすべてについて相談の内容や対応などの事例検討を行いました。

6件の相談のうち「当時差からの相談」5件、「支援者からの相談」1件となっています。また、その相談内容は「合理的配慮の提供」2件、「その他」4件（不快・不満2件、環境の整備1件、相談要望1件）となっています。

事例検討会では、各委員のみなさまより貴重なご意見を多数いただき、活発なご審議をいただきました。各事例の概要及び議論については、資料26ページ～11ページに記載のとおりですが、委員のみなさまからは

- ・表面化されていぬ事例も多く、事例をつみあげていくことが重要である。
- ・啓発が重要である。これまであまり障害のある方と関わった経験がない人、事業者へのアプローチを考えていけぬといけぬ。
- ・事業者側もクレーマーと捉えるのではなく、発見者・提案者と捉える意識が必要。
- ・合理的配慮の提供にあたって、「意思表示」は必要。また、その準備等には時間を要するため、事業所側も事前の想定をしておくことが求められる。などのご意見がありました。

事例検討会にていただいたご意見などを参考に、今後の障害を理由とする差別の相談に対応していきます。

(3) 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況について（報告） 資料3 資料4 資料5

本市では、平成29年4月1日に施行しました「堺市手話言語の普及及び障害者

のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の基本理念を実現するにあたって、障害者のコミュニケーション支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「施策の推進方針」を策定しています。

資料3は、施策の推進方針に掲載している取組について、令和2年度の実施状況となっております。手話言語に加えまして、障害者全体のコミュニケーション手段の利用を促進する取組を進めてきました。

資料4については、資料3 1-①「市民向け手話講座の開催」、1-④「シンポジウム（フォーラム）の開催」、1-⑤「学校における人権教育学習会への支援事業」、2-(3)-①「職員向け（全庁）研修の開催」、2-(4)-①「特別定額給付金事業における各種情報保障」の説明となっております。

資料5については、令和3年度における取組状況を記載しています。参考までに、現時点の状況を記載しています。